

びわこ揚水土地改良区 維持管理規程

びわこ揚水土地改良区維持管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、びわこ揚水土地改良区定款第 4 条に基き、かんがい排水事業及び圃場整備事業で実施された土地改良財産及び施設を管理、保全及び操作について必要な事項を定めるものとする。

(財産及び施設)

第 2 条 財産及び施設については次のとおりとする。

(1) かんがい施設とは(かんがい用パイプライン)

1. 取水施設：樋門、バースクリーン、除塵機、吸水槽
2. 揚水施設：揚水機場
3. 送水施設：1～6号幹線送水管、2・3分岐工、2号合流工、3号合流工水管橋、空気弁、止水弁、排泥口
4. 分水施設：1～26号分水口
5. 用水施設：管網配水管、給水栓、水管橋、空気弁、止水弁、排泥口

(2) 道路とは幹線道路、準幹線道路、支線道路、耕作道路

(3) 水路とは幹線排水路、支線排水路、小水路、井堰

(管理の区域)

第 3 条 管理区域は、定款第 3 条別表の区域とする。

(管理者の義務)

第 4 条 第 2 条の財産及び施設の管理者(びわこ揚水土地改良区事務局、以下「管理者」という)はこの規程の定めるところにより施設の管理を行うものとする。

2 管理者は第 2 条の財産及び施設の保護並びに安全な管理を行わなければならない。

(異常の処置)

第 5 条 管理者はこの規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。ただし、非常事態の発生により緊急な措置要するものについてはこの限りではない。

2 前項のただし書きの場合は、事後すみやかに理事長に報告するとともに、その後の措置については指示を受けなければならない。

第2章 送 水

(委員会の設置)

第 6 条 びわこ揚水土地改良区のかんがい期の円滑な運営のため「用排水委員会」を設ける。

(揚水機の稼動)

第 7 条 理事長は管理者に揚水計画を作成させ、前条の委員会にはかり理事会の承認をうける。

2 管理者は計画に基き、当該年度の送水を行うものとする。

(送 水)

第 8 条 管理者は必要に応じ揚水機を稼動し、送水できるものとする。

2 送水する場合において、用水使用状況等を把握し、必要に応じて用水量等の調整を行うものとする。

第3章 維持管理の方法

(保守・点検・整備)

第9条 管理者は、施設の保守、点検、整備並びに整備に必要な器具工具及び資材を常に良好な状態に保つための点検・整備・保守を行わなければならない。

(周辺の監視)

第10条 管理者は、揚水機場、導水路及びその周辺並びに送水路の監視を常に行い、施設の維持及び保全に支障を及ぼす行為の取り締まり、危険防止に努めなければならない。

2 管理者は、揚水機場敷地及び導水路に出入りする者に注意し、特に受電設備に留意するものとする。

(揚水機場以外の管理基準)

第11条 財産及び施設を常に良好な状態に保つために下記の管理基準を定める。

(1) 管網施設

1. 支線配水管

分水口より各圃場までの配水用パイプで主として農道に埋設されて保護されているが、重量車、又は重量物の運搬で配水管に障害が発生しないよう指導と管理を行うものとする。

2. 水管橋及び空気弁

この施設は配水、用水調整を円滑にし、且つ水利を高率化するために設置されているものである。管理については機能が低下しないよう用水期前、後に整備点検をして、特に腐食の防止を行うものとする。

3. 止水弁

この施設は用水期、前後に整備点検を行い通常の場合は使用（開、閉）しないものである。止水栓のハンドルについては、地元の役員で保管する。

4. 排泥口

この施設は、配水、用水の機能を高めるため、配水管内の障害物（土、砂）を排除するために設置され、用水中時々整備、調整を行うものとする。

(2) 道路

1. 舗装道路

重量車及び路面を損傷させるおそれのある車及び物体を運搬又は通行するときは、十分な監視と指導を行い農道の保全を保つものとする。

2. 未舗装（砂利舗装）

農道については、路面の整備及び路肩の草刈を行い道路使用に支障のない管理を行うものとする。

(3) 排水路

主として、排水路は地域及び圃区の排水を円滑にし農地の高度利用を図るためのものであり、水路内の障害物（土砂、藻、雑草、ごみ）で水路の機能に支障が生じないよう管理するものとする。

(委託)

第12条 本規程は第2条の第1項の5より第3項までの財産及び施設の管理については、それぞれの維持管理について委託することができる。

(管理費の負担)

第13条 施設の維持管理については、一定の経費を経常賦課金に上乗せして施設の管理費として、賦課徴収できるものとする。

(管理費の予算)

第14条 施設を良好な状態にたもつための整備・補修費を設け一般会計として合理的かつ効果的に運用をはかるものとする。

(管理運営)

第15条 第2条の財産及び施設の管理、運営については維持管理委員会を設ける。

(委員会の付議事項)

第16条 委員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 財産及び施設について
- (2) 維持管理について
- (3) 管理費及び経費について
- (4) 賦課金の額及び徴収について
- (5) 管理の委託経費について
- (6) その他の維持管理の必要な事項について

(保安規程の制定)

第17条 当施設における電気工作物の工事、維持管理運用に関し、保安の確保を目的として電気事業法第74条第3項で準用する同法第52条第1項に基づき「びわこ揚水土地改良区保安規程」(別紙)を定める。

第4章 補 則

(警戒体制)

第18条 管理者は、洪水、暴風、地震等異常気象の発生が予測されるときは、又は発生した時は、施設の保安並びに管理のために警戒体制をとらなければならない。

2 前項の規程により警戒体制をとったときは、理事長に連絡し、次の処置をとらねばならない

- (1) 気象、現象等に関する情報の収集
- (2) 施設の保安、管理に必要な措置
- (3) 緊急な措置を要する場合については、第5条2項を準用する。

(運転日誌)

第19条 管理者は、揚水機並びにその他の施設の管理日誌を備え、必要な事項を記録しなければならない。

(電気工作物の監督)

第20条 電気工作物の工事、維持管理及び運用については、電気事業法第72条第3項の規程による電気主任技術者を置き、これにあたらせるものとする。

(制 裁)

第21条 土地改良区の施設等について無断で改造等を行っているのを発見したとき、又は改造されている場合、原因者に原形復旧を命じる事ができる。

(委 託)

第22条 財産及び施設の委託について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。